多治見市農業集落排水事業経営戦略

期間 平成 28 年度~平成 37 年度

平成 29 年 3 月

多治見市水道部下水道課

目次

1		多	治見	市	(D)	見壮	犬•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
2		農	業集	[落	排	水方	包記	立の)概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
3		組	織及	えび	人材	才0	ひり	見状	さと	見	通	L	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
4		農	業集	[落	排	水位	吏月	月彩	∤ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
	4		1	農	業!	集落	客技	非水	く使	用	料	等	に	係	る	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37
	4		2	農	業!	集落	客技	非水	く使	用	料	に	係	る	経	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
	4		3	今	後(のり	見追	重し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
5		_	般会	計	繰	入会	金	(基	達	外)	ح	地	方	債	残	高	0)	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
6		経	営の	基	本	方金	計•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
7		地	方位	〉営	企	業法	去0	つ規	記定	を	適	用	す	る	事	業	^	0)	移	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
8		投	資則		計	画	(山	文支	き計	画)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	8		1	投	資(こ~	つし	17	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	8		2	財	源	こ~	つし	17	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	8		3	投	資	• 貝	才更	女言	上画	Ō	前	提	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	8		4	計	画	期間	間口	Þσ)財	政	収	支	見	通	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
9		そ	の他	1経	営信	建全	全化	とに	_向	け	た	検	討	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
	9		1	広	域位	化	Z ~) V	って	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
	9		2	民	間	舌ラ	り 0	つ活	用	に	つ	١J	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
10		経	営単	比略	·(1) =	事行	爱核	全証	E.	更	新	等	に	つ	1	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42

1 多治見市の現状

多治見市の農業集落排水事業は、愛知県境となる市内西部の山間地区である世原(つづはら)地区を処理区として、平成12年4月1日に供用を開始しました。

供用を開始した平成12年度時点の計画人口が240人、平成27年度末時点の水洗化人口は 147人となっており、将来的には緩やかではありますが、少子高齢化の影響等による人口減 少が続いていくと考えられます。

敢供五 痣	11.00	計画言粉	整備区域	整備区域	水洗化	水洗化
整備面積	計画人口	計画戸数	内世帯	内人口	世帯	人口
16.7ha	240 人	71 戸	65 世帯	148 人	64 世帯	147 人

2 農業集落排水施設の概要

総事業費: 4億4,000万円

· 処理施設(平成12年4月竣工)

名称	廿原(つづはら)クリーンセンター								
所在地	多治見市廿原町字四反田								
敷地面積	832 m²								
延べ床面積等	171. 94 m²								
	鉄筋コンクリート 地上1階地下1階								
処理能力	64.8㎡/日								
処理方法	沈殿分離及び接触ばっ気方式								
計画水質	BOD: 200 (侵入水) 20 (放流水)								
	SS: 200(侵入水) 50(放流水)								

• 管路施設

管 種	塩化ビニール管
管 径	ϕ 150 \sim ϕ 200mm
総延長	2.5km

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総処理水量	12,456	12,140	12,974	14,252	14,712	13,297	10,924	13,630	18,237	17,099
有収水量	12,456	12,140	12,330	12,277	12,218	12,015	12,061	12,368	11,980	12,576
有収率	100%	100%	95%	86%	83%	90%	110%	90%	65%	73%

3 組織及び人材の現状と見通し

下水道課では、農業集落排水事業特別会計のほか、下水道事業特別会計を所管しており、事務職2名(課長1名含む)、浄化センターにおいて技術職1名の合計3名が業務

を兼務して運営しています。

本事業を取巻く環境は年々厳しさを増していますが、行政サービスの質を低下させることなく、限られた最小限の人員によって適正で効率的な組織運営に努めていきます。



4 農業集落排水使用料

4. 1 農業集落排水使用料等に係る現状

農業集落排水使用料は、使用者が排除した汚水量(水道の使用水量)に応じて使用料が算定されており、使用料収納率は例年100%となっています。

使用料の算定方法

(税抜)

使用料区分(水	道の使用水量)		単価	
基本使用料	10㎡以下の分			1,400円
従量使用料	11 m³以上	1 ㎡につき		
	30㎡以下の分			200円
	31 m³以上	1 ㎡につき		
	50㎡以下の分			249円
	51 m³以上	1 ㎡につき		

	100㎡以下の分		312円
	101㎡以上の分	1 ㎡につき	
			356円
20 m³あたり			3,400円

・水道水以外の水(井戸水等)を使用した場合の使用料の算定方法

(税抜)

人員	1か月当たりの金額							
1 人	1,400円							
2 人	2,800円							
3人	4, 200円							
3人を超え、1人増すごとに700円を加算する。								

4. 2 農業集落排水使用料に係る経緯

年 度	年間使用のべ件数	年間使用料
平成 18 年度	696 件	2, 498, 777 円
平成 19 年度	699 件	2, 444, 005 円
平成 20 年度	711 件	2, 493, 423 円
平成 21 年度	721 件	2, 486, 879 円
平成 22 年度	718 件	2, 440, 663 円
平成 23 年度	720 件	2, 425, 106 円
平成 24 年度	725 件	2, 427, 276 円
平成 25 年度	741 件	2, 517, 566 円
平成 26 年度	756 件	2, 505, 358 円
平成 27 年度	764 件	2,707,859 円

4. 3 今後の見通し

これまでは加入率の向上により使用料収入は増加傾向にありましたが、整備区域内人口は大きく変わっていないため、近年は横ばい状態となっています。将来的には、少子高齢化による人口減少とそれに伴う使用料収入の減少は避けられないと予測しています。

5 一般会計繰入金(基準外)と地方債残高の推移

一般会計からの基準外繰入金は、平成24年度以降は人件費の見直しによる維持管理費の 削減に伴い減少しています。 平成11年度に借入した地方債の償還が終了するのは平成41年度末となっています。 新たな地方債の借り入れによる大規模な施設の更新は予定していません。

年 度	一般会計繰入金(基準外)	地方債残高
平成 18 年度	7, 432, 000 円	155, 782, 000 円
平成 19 年度	4, 544, 000 円	147, 852, 000 円
平成 20 年度	4, 645, 000 円	140, 267, 000 円
平成 21 年度	4, 928, 000 円	133, 032, 000 円
平成 22 年度	5, 639, 000 円	126, 361, 000 円
平成 23 年度	6, 306, 000 円	119, 971, 000 円
平成 24 年度	974,000 円	113, 448, 000 円
平成 25 年度	1, 173, 000 円	106, 792, 000 円
平成 26 年度	1,072,000円	99, 998, 000 円
平成 27 年度	1,035,000円	93, 064, 000 円

6 経営の基本方針

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は生活環境の改善を図り、併せて 公共用水域の水質保全に寄与するために、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を 処理する目的で、農業集落排水事業を行っています。

また、稼働から17年が経過する中、施設については、適切かつ計画的な維持管理や修繕に努めていきます。老朽化が進む機械・電気等の一部設備については、日常の点検等を継続的に行い、必要な修繕や部品交換等を行っていくこととします。これらの取り組みにより、維持管理や修繕等に要する経費の平準化を図ります。

7 地方公営企業法の規定を適用する事業への移行

多治見市の農業集落事業は現在、農業集落排水事業特別会計(地方公営企業法の規定を 適用しない事業)として運営されています。平成27年度の経費回収率は72.2%と、類似団 体平均の49.1%を上回っている状況です。

平成31年4月を目標に、農業集落排水事業を公営企業(地方公営企業法の規定を適用する事業)へと移行し、将来の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえたうえで、経営基盤の維持や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組んでいきます。

8 投資・財政計画(収支計画)

8. 1 投資について

平成 12 年度に事業完了していることから、新たな整備は行わないほか、既存施設や設備についても計画期間中に更新予定が無いため、建設改良費は計上していません。営業費用は、通常の維持管理費のみを計上しており、計画的な維持修繕を行っていきます。

8. 2 財源について

農業集落排水事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入と営業外収益の一般会計繰入金となっています。

そのうち使用料収入は、整備が完了していることからこれ以上の増収は見込めません。 計画期間中においては使用料収入の大幅な減少はないと考えていますが。将来的には人口減少、高齢化等により徐々に減少するものと推測されます。その際には、一般会計からの繰入金が増額されると見込まれます。

なお、使用料の改定については、下水道料金と比較して検討した結果、計画期間中での 改定は見込まないこととします。将来的には、先に述べたように使用料の減収が予想され ることから、下水道使用料と同じように、それぞれの収支のバランスを見つつ、定期的な 見直しを行っていくこととします。

国の繰入基準に基づく繰入のほか、使用料収入だけでは収支均衡を図ることが困難なため、維持管理費へ一般会計から基準外の繰入を行っています。基準外の繰入については、維持管理費の抑制に努め、必要以上の繰入を行わないことにしています。

8.3 投資・財政計画の前提条件

収益的収支及び使用料収益については、平成 27 年度までの実績及び平成 28 年度の決算 見込みを考慮して算定しています。

支出においては、人件費や物件費等の大幅な物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとし、修繕費については平成27年度までの実績に基づき積算しています。

8. 4 計画期間中の財政収支見通し

収益的収支比率は100%となっており、経費回収率も類似団体平均を上回っている状況です。また、経費回収率と汚水処理原価は、平成24年度におこなった人件費の見直しにより維持管理費を削減したことで改善されましたが、それ以降はほぼ変わらない状況となっています。今後も経費抑制につながる対策の検討は続けていきます。

次に、施設利用率については、平均より高い数値で推移しており、効率的な運営ができていると考えています。平成31年度から地方公営企業法の適用を予定しており、健全な経営の在り方について、検討を重ねていきます。

	年 度	平成26年度	平成27年度										
	区分	(決算)	(決算)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
П	1 総 収 益(A)	12,524	12,698	12,743	12,716	12,716	12,745	12,775	12,775	12,775	12,775	12,775	12,517
	(1) 営業収益(B) ア使用料収入	2,506 2,506	2,717 2,708	2,586 2,586	2,540 2,540	2,540 2,540	2,564 2,564	2,587 2,587	2,587 2,587	2,587 2,587		2,587 2,587	2,587 2,587
収益		2,300	2,700	2,300	2,340	2,340	2,304	2,367	2,367	2,367		2,367	2,367
的		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
収入		Ü	9	Ü			0	0	U	U	Ü	0	U
	(2) 営業外収益 ア他会計繰入金	10,018 10,017	9,981	10,157 10,156	10,176 10,175	10,176 10,175	10,181	10,188	10,188	10,188 10,187	10,188 10,187	10,188	9,930 9,929
益	イ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10,107	1	1
的	2 総 費 用(D)	5,730	5,764	5,666	5,493	5,343	5,220	5,095	4,936	4,774		4,440	4,269
収	(1) 営業費用 ア職員給与費	3,579	3,753	3,798	3,771	3,771	3,800	3,830	3,830	3,830	3,830	3,830	3,830 0
支益	うた退職主火	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
85	イモの他	3,579 2,151	3,753 2,011	3,798 1,868	3,771 1,722	3,771 1,572	3,800 1,420	3,830 1,265	3,830 1,106	3,830 944		3,830 610	3,830 439
支出		2,151	2,011	1,868	1,722	1,572	1,420	1,265	1,106	944		610	439 439
	うち 一 時 借 入 金 利 息								·				
	イそ の 他												
\vdash	3 収支差引 (A)-(D) (E)	6,794	6,934	7,077	7,223	7,373	7,525	7,680	7,839	8,001		8,335	8,248
	1 資 本 的 収 入 (F) (1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債												
資	(2) 他 会 計 補 助 金												
本館													
収													
資入	(5) 国 (都道府県)補助金												
本	(6) 工 事 負 担 金												
的	(7) そ の 他												
収	2 資 本 的 支 出(G)	6,794	6,934	7,077	7,223	7,373	7,525	7,680	7,839	8,001	8,166	8,335	8,248
支資	(1) 建 設 改 良 費												
本													
的支		6,794	6,934	7,077	7,223	7,372	7,525	7,680	7,839	8,001	8,166	8,335	8,248
出	(3) 他会計長期借入金返還金			·					·				·
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金									_			
1 -	(5) そ の 他 3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 6,794	△ 6,934	D 7,077	∆ 7,223	0 △ 7,373	∆ 7,525	∆ 7,680	∆ 7,839	Δ 8,001	∆ 8,166	∆ 8,335	∆ 8,248
	収支再差引 (E)+(I) (J)	0 0,794	22 0,934	0	0	0	0	0 2 7,080	0	0 0	0 0,100	0	0
	積 立 金 (K)												
\vdash	前年度からの繰越金 (L) 前年度繰上充用金 (M)												
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度へ繰り越すべき財源(0)実質収支黒 字(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(N)-(O) 赤 字(Q)	U	0	U	U	U	U	0	U	U	U	0	U
	赤 字 比 率 ((Q) ×100)												
	収益的収支比率((A) (D)+(H) ×100)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
\vdash	(D)+(H) 地方財政法施行令第16条第1項により算定した	. 50.0	. 00.0	. 50.0	. 50.0	.50.0	. 50.0	. 56.0	. 00.0	.00.0	.00.0	. 30.0	. 50.0
\vdash		2,506	0.717	2 586	2,540	2,540	0.504	0.503	2 587	0.503	2 587	2,587	0.503
\vdash	営業収益 — 受託工事収益 (B)-(C) (S) 地方財政法による ((D)(S)×100)	2,506	2,717	2,586	2,540	2,540	2,564	2,587	2,587	2,587	2,587	2,587	2,587
\vdash	資金不足の比率 ((ペ/(3/^100/												
\perp	健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額												
	健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額												
	健全化法施行令第17条により算定した (4)												
\vdash	争 来 の 現 侯 健全化法第22条により算定した //エン/(10 × 100)												
\vdash	資 金 不 足 比 率 (\(\frac{1}{\sqrt{V}}\times\text{100}\)												
	地 方 債 残 高 (X)	99,998	93,064	85,987	78,764	71,392	63,867	56,187	48,348	40,347	32,181	23,846	15,598
〇他会	計繰入金 年 度	可はなった中	可はつった中										(単位:千円)
\vdash		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
\vdash	区分加工	(決算)	(決算)										
	収益的収支分 うち基準内繰入金	10,017 8,945	9,980 8,945	10,156 8,945	10,175 8,945	10,175 8,945	10,180 8,945	10,187 8,945	10,187 8,945	10,187 8,945	10,187 8,945	10,187 8,945	9,929 8,687
	うち基準外繰入金	1,072	1,035	1,211	1,230	1,230	1,235	1,242	1,242	1,242		1,242	1,242
	資本的収支分 うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金												
	숨 참	10.017	9.980	10,156	10.175	10.175	10.180	10.187	10.187	10.187	10.187	10.187	9.929

9 その他経営健全化に向けた検討

9. 1 広域化について

広域化については、各自治体が圏域全体の将来像を共有し、このための議論や連携の場を持つことが重要となります。また、連携のありかたは多種多様であり、それぞれの地域の実情に応じて進めていく必要があります。

世原地区の地理的な位置や事業規模等の現状から、単独運営していく方針を堅持して 経営の健全化に努めてまいります。

9.2 民間活力の活用について

農業集落排水事業の処理区域は廿原地区のみであり、加入者数は行政区域内人口の約0.13%と事業規模が極めて小さく、十分な経営基盤や地域についての知見と理解等を有する民間事業者の確保がきわめて困難な状況にあります。

また、民間による事業運営を行う場合は、利用者である地域住民の理解が前提となることから、当該事業における民間資金・ノウハウの活用については現状においては考えていません。

10 経営戦略の事後検証、更新等について

本経営戦略については、毎年度、計画の進捗管理(モニタリング)を行っていきます。また、多治見市では、平成31年度に農業集落排水事業の法適化¹を予定しており、それにより農業集落排水事業の経営、資産等を正確に把握することができるようになる事を踏まえ、法適化後の平成32年度に本経営戦略の見直しを行い、その後も4年毎を目安に見直しを行います。

計画の見直しに際しては、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させる PDC Aサイクル(計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action))を機能させていきます。

また、経営比較分析表等、各種経営指標を必要に応じて用いて、類似団体等との経営状況を比較し、経営の健全化や効率化を図っていくよう努めていきます。

▽今後の経営戦略のスケジュール

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37~
	計画の	の進捗管理		計画 見直 し	計画	画の進捗管理	理	計画 見直 し	計画の進捗管理

_

¹ 地方公営企業法の財務規定等を適用すること。